

平成30年度第10回総会（月例）議事録

日 時	平成31年1月28日（月） 午前10時開会
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （16名）	松下 清美（会長代理） 有村 伊智博 岩元 節朗 上四元 正昭 仮屋 幸孝 園山 一則 弟子丸 宗一 豊留 辰男 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 外園 義興 堀之内 薫 横峯 明人 脇田 サトエ
欠席委員 （3名）	上入来 幸一 堂免 修 村山 利清
事務局	事務局長 馬場 主 幹 榊 支局主任 大小田、小山田、下野、吉永、溝川、今吉、濱畑、引地 専門員 栗須、橋口、徳永、矢崎、山本、有田 主 査 取違、大久保、二俣、原口、水盛 主 任 鮫島 農政総務課 主 査 浜田
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 贈与税の納税猶予に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 10 平成32年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について
報告事項	1 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 2 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 3 農地パトロールの結果について 4 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第10回総会を開催いたします。</p> <p>本日は会長が欠席のため、会長代理の私が議事進行いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中16人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上入来委員、堂免委員、村山委員から出されています。</p> <p>桜島の発表委員は、11番委員に変更になります。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、外園委員、堀之内委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～6ページ 9件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。 番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：労力不足、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7番委員	<p>ご報告します。 番号2号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号3号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、19番委員お願いします。</p>
19番委員	<p>ご報告します。 番号4号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。 番号5号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。 番号6号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、5番委員お願いします。</p>
5番委員	<p>ご報告します。 番号7号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、6番委員お願いします。</p>

6 番 委 員	<p>ご報告します。 番号8号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号9号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」9件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 7ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 先月の総会におきまして、7番委員から出されました質問に対して、事務局より説明がございますので、よろしくお願いいたします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>先月の月例総会におきまして、7番委員からお尋ねのありました、『営農型発電設備の下部で行う「鶏の放し飼い」は「営農」とみなすのか』についてご説明いたします。</p> <p>まず、営農型発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら、上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備をいいますが、ここでいう「農地」とは、農地法第2条に耕作の目的に供される土地と定義されており、「耕作」とは、土地に労働及び資本を投じ肥培管理を行って作物を栽培することとされています。</p> <p>また、「営農」とは、農林水産省発行の「営農型発電設備の実務用Q&A」によりますと、(耕運、播種・作付、除草、施肥等の肥培管理を行って)「農作物を栽培」することとされています。</p> <p>よって、「鶏の放し飼い」は家畜等の飼養にあたり、「農作物の栽培」、すなわち発電設備の下部の農地での「営農」には該当しないと判断されます。</p> <p>また、農地で鶏の放し飼いをすることについては、家庭の庭先等で数羽の放し飼いとかは、実際あるかとは思いますが、飼養する鶏の羽数や網・柵・小屋など設置する施設の規模・形態等の事業計画によっては、農地を農業用施設などの農地以外のものにする「転用」に該当する場合がありますので、このようなご相談を受けられましたら、事務局本・支局をご案内いただければと考えます。</p> <p>なお、本件につきましては、県農村振興課にも確認済でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、吉田、19番委員お願いします。</p>
<p>19番委員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：植林、クヌギ100本437.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…山林、西…河川、市道、南…宅地、河川、北…山林、里道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題3. 農地法第5条許可申請に関する件

8ページ～15ページ 17件

<p>議長</p>	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
<p>13番委員</p>	<p>ご報告します。 番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：建売住宅、住家2棟124.62㎡、庭敷地等277.38㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…里道、西・北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。 番号2号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟88.60㎡、庭敷地等152.40㎡、東…市道、西…里道、南・北…渡人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 番号3号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟118.41㎡、庭敷地等296.59㎡、東…里道、西・南…貸人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。 番号4号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場394.00㎡、駐車場90.00㎡、東…市道、西…雑種地、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 この件について、補足して説明いたします。 申請地は、谷山支所から北西へ約3.5キロ、ふれあいスポーツランド東門付近に位置する第2種農地で、譲受人が役員を勤めている浄化槽設備会社の北側隣に位置しております。 譲受人は、既存の資材置場が手狭になっていることから、隣接する申請地を取得し資材置場として整備したのち、自らが役員を勤める同法人との間で賃貸契約を締結し、貸資材置場として利用するものです。 番号5号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟101.85㎡、庭敷地等292.15㎡、東・西…他人田、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 番号6号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟62.93㎡、庭敷地等333.07㎡、東…水路、西…貸人田、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 番号7号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟147.40㎡、庭敷地等253.60㎡、東…宅地、他人畑、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 番号8号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟87.48㎡、庭敷地等178.52㎡、東…宅地、西…他人畑、南…里道、北…私道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。 番号9号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟67.90㎡、庭敷地等431.64㎡、東・北…山林、西…雑種地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 この件について、補足して説明いたします。 申請地は、谷山支所から南西約5.2キロ、JR五位野駅北側に位置する「2種500m以内の農地」です。</p>

	<p>譲渡人は、自己所有地に貸家2棟を建築することを目的として、平成28年4月27日付で農地法第4条許可を受け、これまでに盛土整地まで完了させたのち、宅地2区画と公衆用道路1区画に分筆のうえ「宅地」と「公衆用道路」に登録地目を変更済ですが、現況は境界ブロック積等の部分を除き、土で全体が覆われている不耕作の「畑」でありました。</p> <p>この様な中、譲渡人は貸家事業の採算性が見込めなくなったことから、当該農地法第4条許可の取消し処分を受け、今回、改めて農地法第5条許可申請により一般住宅として転用しようとするものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、1番委員をお願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、駐車場、貸駐車場277.00㎡、資材置場45.00㎡、転回場等547.00㎡、東…他人畑、西…渡人畑、南…市道、北…山林、他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場94.50㎡、車両置場15.00㎡、通路等362.50㎡、東・西…他人畑、宅地、南…他人畑、北…市道、宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号12号、使用貸借権、設定、資材置場、資材置場530.00㎡、東…里道、西…他人田、南・北…雑種地、境界…土留、雨水…里道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、19番委員をお願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場210.00㎡、作業場等173.00㎡、東・北…他人畑、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地は接道していませんが、申請地に隣接する南側の宅地は、接道している申請人の宅地であり、この宅地から申請地へは出入りをするようになります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、11番委員をお願いします。

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟101.23㎡、庭敷地等375.77㎡、東・南・北…他人畑、西…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は桜島支所から南西へ約3.2kmに位置する、おおむね10ヘクタール以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>「第1種農地」は原則として農地転用することはできませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外となる「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電1,581.00㎡、東・南・北…里道、西…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ約3.5kmに位置する第3種農地の都市計画用途区域内農地に該当します。</p> <p>申請人は市内で再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。</p> <p>平成30年1月11日に経済産業省への事業計画認定申請を行い、同年6月26日に事業計画認定を受けております。</p> <p>太陽光パネルは432枚、発電出力49.5キロワットで、約9世帯分の年間消費電力量を賄うことになります。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、葬儀場、葬儀場1棟525.61㎡、駐車場等2,249.39㎡、東…市道、西…他人田、南…河川管理道路、北…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟85.29㎡、庭敷地等289.71㎡、東・北…宅地、西・南…市道、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号14号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」17件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し第1種農地である番号14号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 16ページ～18ページ 5件	
議 長	<p>次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉野、喜入、松元地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件、5件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題5. 非農地認定に関する件 19ページ～20ページ 4件	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雌竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」4件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農地利用変更届出に関する件</p> <p>21ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題6.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、松元、5番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：平成31年2月1日、工事終了日：平成31年3月31日、周囲の状態：東…水路、西・南・北…宅地、境界…コンクリート擁壁、作物…野菜、高さ…0.53m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用計画変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農用地利用集積計画に関する件</p> <p>22ページ～28ページ 8件</p>	
議 長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」について、ご説明申し上げます。 22 ページをお開きください。</p> <p>「議案第 7 号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成 31 年 1 月 31 日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権 2 件 2,452.00㎡、うち新規 1 件 848.00㎡、賃借権 6 件 9,101.00㎡、うち新規 5 件 6,373.00㎡、合計 8 件 11,553.00㎡、うち新規 6 件 7,221.00㎡となっております。</p> <p>次に 23 ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。設定期間 5 年、5 年から 10 年未満が各 1 件となっております。</p> <p>次に 24 ページをお願いします。</p> <p>これは、22 ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間 3 年 3 件、5 年が 2 件、10 年が 1 件となっております。</p> <p>次に 25 ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権 4 筆、賃借権 7 筆、計 11 筆。面積は、田 3,242.00㎡、畑 8,311.00㎡、計 11,553.00㎡うち更新分は、4,332.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は 8 人。うち更新分は 2 人となっております。</p> <p>次に 26 ページから 28 ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10a の賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 贈与税の納税猶予に関する件 29 ページ 1 件	
議 長	次に、議題 9. 「贈与税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	29 ページをお開きください。 贈与税の納税猶予の証明に係るものでございます。 申請は、平成 31 年 1 月 7 日に提出され、1 月 15 日に、17 番委員、私、事務局職員 4 名の計 6 名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。 今回、調査いたしました申請農地は、田 2 筆、畑 1 筆でございます。 番号 1 は、4 連棟の硬質ハウスでバラを栽培中ではございました。 次に、番号 2 も 2 連棟の硬質ハウス内で同じくバラを栽培中ではございました。 番号 3 は、ビニールハウス 1 棟にぶどうが植付けされ、小菊を作付け予定ではございました。なお、約 12 m ² 程度の農機具倉庫が 1 棟ありましたが、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定に基づき農地転用許可は不要ではございました。 露地には、白菜、玉ねぎ、ねぎ、春菊、ブロッコリーが作付けされ、ゆうかりが植付されており、においひばを植付け予定ではございました。 従いまして、各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておいりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたします。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「16 番委員」挙手あり〕 はい、16 番委員どうぞ。
1 6 番 委 員	作付作物の中に、ゆうかり植付中というのがありますが、販売先とかどうなっているのか、そもそもゆうかりを畑に植えて、それを販売するという事は、どうということになるのか。においひばなどというのは、あちこちで売られていますのでわかるのですが、ゆうかりの場合はどういうふうになるのですか。
1 番 委 員	このゆうかりの植付けている所は、一部ではございまして、所有者の趣味という形で植付けをされているので、販売目的ではございません。1、2 本で、一部に植えてあるだけの話です。
1 6 番 委 員	農地にゆうかりを植えているということについて、いいのですね。どうなんですか。

1 7 番 委 員	ゆうかりは、花ひばで、葉物として売っていますので、やがては、また、種ひばとか植えると思います。これは花卉栽培です。
1 6 番 委 員	これは花なんですね。それならいいですね。わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「贈与税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。
議題9. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件	
議 長	次に、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。2ページです。 3. 変更後の用途、一般住宅 4. 現況、申出地は、石谷町花立地区にあり、松元支所から北東へ約2kmに位置し、東・南側は渡人畑、西側は宅地、北側は市道に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「7番委員」挙手あり〕 はい、7番委員どうぞ。
7 番 委 員	この案件については、分筆をされるのですか。分筆しないと地目変更も難しいと思います。
農 政 総 務 課	この分については、分筆をする予定です。
7 番 委 員	予定です。わかりました。

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題10. 平成32年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について 別冊資料3	
議 長	<p>続きまして、議題10.「平成32年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。</p> <p>今月と来月のふた月にかけて話し合っていたき、来月は最終的に提案を取りまとめていきたいと思えます。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>「平成32年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」別冊資料3をご覧ください。</p> <p>それでは、提案内容について、説明させていただきます。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>各地区から提案をしていただいたものを4つの項目に取りまとめました。</p> <p>「1 有害鳥獣被害対策に関すること」、</p> <p>「2 将来の農業を担う農業後継者等の育成・確保等に関すること」、</p> <p>「3 遊休農地の解消や発生防止に向けた農地等の基盤整備の推進等に関すること」、</p> <p>この3項目につきましては、昨年度提出した提案の継続意見となりますので、2ページから5ページの提案内容等につきましては、お目通しください。</p> <p>「4 農家の保護育成及び国内農産物生産高の増加に対する施策」につきましては、新たな提案になりますので読み上げます。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>農林水産省は昨年の日本の食料自給率がついに38%まで低下したと発表した。しかし、そのような状況下において、昨年末にはTPP11が発効され、農林水産物の82.3%が関税撤廃された。日本の農業は過去にない危機的状況にある。このような状況においては、農家を保護育成し、国内農産物生産高を増加させる施策を行うことが早急に必要である。よって、以下を提言する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主な農産物の価格保障を行うこと。全ての農家への所得補償を行うこと。 2 担い手、新規就農者、Uターンや定年退職者の就農に手厚い援助を行うこと。 <p>以上よろしくをお願いします。</p>

議	<p>長</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。 内容を検討し、提案事項を整理したいと考えますが、皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題10.「平成32年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第11回総会で再度まとめたいと思います。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きますして、報告事項に入ります。</p>
---	---

報 告 事 項	
1. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 30ページ～32ページ 16件	
議 長	<p>次に、報告事項1「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項2「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>30ページをお開きください。 報告事項1 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は16件です。 登記地目別では、田18筆、9,146.00㎡、畑42筆、21,889.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が16件。権利の種別は、所有権が16件。農業委員会によるあっせん等は、無が16件となっております。 31ページから32ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
2. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 33ページ～41ページ 33件	
事 務 局	<p>33ページをお開きください。 報告事項2 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は、多い順に一般住宅、店舗等が各2件、駐車場、その他が各1件、合計6件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が22件、資材置場が3件、駐車場、その他が各1件、合計27件となっております。 34ページから35ページは、4条関係6件、36ページから41ページは、5条関係27件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>

3. 農地パトロールの結果について 42ページ	
事 務 局	<p>10・11月の農地パトロールの結果について報告します。 42ページをお開きください。</p> <p>実施期間ですが、平成30年10月17日から11月1日に実施しました。 各地区での調査日は、資料をお目通しください。</p> <p>調査区域についてですが、本庁1班、谷山4班、伊敷、吉野、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの、9地区19班でございます。</p> <p>調査結果については、無断転用はございませんでした。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
4. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料4	
事 務 局	<p>報告事項3 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>この報告は、担い手への農地集積・集約化を推進することを目的に実施している、農地利用の意向確認を内容とする鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動の、11月期の実施状況について報告するものです。</p> <p>一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の11月期については、訪問戸数187戸、うち不在5戸、調査回答戸数175戸、貸出希望4戸40.53アール、借入希望1戸10.00アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数1,052戸、うち不在31戸、調査回答戸数1,008戸、貸出希望74戸1,691.50アール、借入希望10戸432アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午前10時30分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度第11回総会（月例）開催日時は、 2月28日（木）午前10時開会 東別館11階 1101会議室 ・平成30年農業委員会県内現地視察研修日時は、 2月7日（木）午前8時50分集合 9時出発 研修先：アグリタウン小山田他

7 番 委 員	先程、松元から農用地除外についての申請が出て、農政総務課から分筆する予定ということがありましたが、こういうのは、分筆してから審議にかけるのか、順番はどうなんですか。
議 長	この件につきましては、事務局の方で確認して、来月報告でいいですか。
事 務 局	わかりました。
議 長	担当と協議いたしまして、来月の総会で報告いたします。 以上で、本日の総会を終了いたします。 閉 会（午前10時35分）